（前のページより続き）

〔規　則〕

○原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則（**原子力規制委**一）　四〇

〔告　示〕

○原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する規則（**内閣府**三五）　四三

○特別会計に関する法律施行令第五十一条第七項第一号の内閣総理大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（**同**三六）

○公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第三号の規定に基づき、独立行政法人等の施設であって、公文書等の管理に関する法律第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより公文書等の管理に関する法律第二条第三項第一号に掲げる施設に類する機能を有するものを指定する件の一部を改正する件（**同**三七）

○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（**同**三八）　四四

○沖縄科学技術大学院大学学園会計基準を定める件の一部を改正する件（**同**三九）

○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（**内閣府・財務**二）

○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件（**金融庁**一九）

○信用金庫が会員以外の者に対して行う資金の貸付け等に関する期間及び金額を指定する件等の一部を改正する件（**同**二〇）

○離島振興法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定に基づき、離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針を定めた件（**総務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　四五

○原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示（**文部科学**五八）

○文化財を登録有形文化財に登録する件（**同**五九）

○劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（**同**六〇）

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、遺族補償年金等の額に乗ずる率を定める件（**同**六一）　五〇

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件（**同**六二）　五五

○独立行政法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する件（**同**六三）　六一

○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件（**同**六四）

○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件（**同**六五、六六）　六三

○租税特別措置法施行令第五十二条の規定に基づき、租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示（**同**六七）

○原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う文部科学省・経済産業省関係告示の整理に関する告示（**文部科学・経済産業**一）

○公共職業安定所の出張所の管轄区域の一部を改正する告示（**厚生労働**八二）　六三

○原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示（**経済産業**七〇）

○原子力発電工作物の保安に関する省令第五十三条第一項の表各号の規定に基づき特定重要電気工作物を定める告示の一部を改正する告示（**経済産業・原子力規制委**一）

○公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件（**環境**三四）

○公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件（**同**三五）　六四

○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する件（**原子力規制委**二）　六四

○平成十一年防衛庁告示第四十九号の一部を改正する件（**防衛**五八）